

『介護予防に関する指針』

～ 地域で生き生きと生活するために ～  
(改訂版)

平成 24 年 3 月

愛 媛 県

愛媛県介護予防市町支援委員会



愛媛県介護予防市町支援委員会  
「介護予防に関する指針」(改訂版)

目 次

はじめに	愛媛県保健福祉部長	仙波 隆三	1
介護予防について			3
各専門部会指針作成のポイント			13
各専門部会指針			
1	運動機能部会		19
2	口腔機能部会		39
3	栄養改善部会		65
4	閉じこもり・認知症部会		99
愛媛県介護予防市町支援委員会			
「介護予防に関する指針」の改訂を終えて			127
愛媛県介護予防市町支援委員会会長			
愛媛県立医療技術大学保健科学部長 宮内 清子			
資料			
1	介護予防市町支援委員会名簿		129
2	愛媛県介護予防市町支援委員会設置要綱		130



はじめに



## はじめに

介護予防は、平成18年4月の介護保険制度の改正により、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として、各市町を実施主体として導入された制度です。

県では、介護予防が円滑に実施され、高齢者が県下全市町で等しく適切な介護予防サービスの提供を受けることができるように、介護予防に関する情報収集・情報提供、人材育成・資質向上、事業評価等の実施を任務として、平成18年8月1日に「愛媛県介護予防市町支援委員会」を設置するとともに、制度導入後間もない介護予防事業を軌道に乗せるため、同年度の主な活動として、「介護予防に関する指針」を作成し、その後も、資料の追加等の見直しを行って参りました。

しかし、制度開始後、5年を経過し、平成22年8月に、国は、介護予防事業について、それまで、医師の診察等を含む生活機能評価により実施することとしていた対象者の把握事業について、基本チェックリストのみで対象者を把握可能とするなど、大幅な見直しが行われました。

また、平成23年6月には、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要であるとして、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、その大部分が、本年4月から施行されます。

さらに、県でも、本年4月からは、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して、愛顔（えがお）で暮らせる社会づくり」を政策目標に掲げた新たな第5期愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画に沿った施策に取り組むこととしております。

このような状況下を踏まえて、「介護予防に関する指針」も全面的な見直しを行いました。

介護予防事業は、単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを目指すものではなく、個々の高齢者が、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行うものです。

人は、皆等しく歳をとり、いつか高齢者になります。高齢者にとっての課題は決して他人事ではなく、私たち共通の課題です。とりわけ、全国平均より高い高齢化率を示し、高齢化が急速に進展する本県において、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる地域づくりを進めることが大切です。

介護予防を実施する市町をはじめ関係者の皆さんは、大変な御苦勞をされていることと思いますが、引き続き、この指針が介護予防の現場で実際に介護予防に携わる皆さんの参考になれば幸いです。

平成24年3月

愛媛県保健福祉部長 仙波 隆三